

## 改正後様式

# 修正様式

先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書(旧震災特例法19)

※整理番号

税務署受付印

|                       |                     |              |
|-----------------------|---------------------|--------------|
| 令和 年 月 日<br><br>税務署長殿 | 納 税 地               | 〒<br>電話( ) - |
|                       | (フリガナ)<br>法 人 名 等   |              |
|                       | 法 人 番 号             |              |
|                       | (フリガナ)<br>代 表 者 氏 名 |              |
|                       | 代 表 者 住 所           | 〒            |
|                       | 事 業 種 目             | 業            |

自 平成・令和 年 月 日 事業年度において取得をした下記の資産につき、  
 至 平成・令和 年 月 日

所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第3項の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

|                            |           |       |       |       |
|----------------------------|-----------|-------|-------|-------|
| 先<br>行<br>取<br>得<br>資<br>産 | 種 類       |       |       |       |
|                            | 規 模       |       |       |       |
|                            | 所 在 地     |       |       |       |
|                            | 用 途       |       |       |       |
|                            | 取 得 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
|                            | 取 得 価 額   | 円     | 円     | 円     |
| 譲渡予定資産の種類                  |           |       |       |       |
| そ の 他 参 考 と<br>な る べ き 事 項 |           |       |       |       |

税 理 士 署 名

|             |        |          |            |        |          |        |              |       |        |
|-------------|--------|----------|------------|--------|----------|--------|--------------|-------|--------|
| ※税務署<br>処理欄 | 部<br>門 | 決 算<br>期 | 業 種<br>番 号 | 番<br>号 | 整 理<br>簿 | 備<br>考 | 通 信<br>日 付 印 | 年 月 日 | 確<br>認 |
|-------------|--------|----------|------------|--------|----------|--------|--------------|-------|--------|

## 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書（旧震災特例法 19）の記載要領等

1 この届出書は、法人が取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）第19条第3項の規定の適用を受ける場合に、その旨を届け出るときに必要な事項を記載して提出してください。

（注） 令和6年旧震災特例法第19条第3項の規定の適用を受けることができる先行取得資産は、法人が平成23年3月11日以後に取得をするものに限られます。

2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、令和6年旧震災特例法第19条第3項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

(1) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。

(2) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。

(3) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(4) 「※」欄は、記載しないでください。

### 4 留意事項

#### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（旧震災特例法 19、20）

※整理番号

税務署受付印

|                       |                     |              |
|-----------------------|---------------------|--------------|
| 令和 年 月 日<br><br>税務署長殿 | 納 税 地               | 〒<br>電話( ) - |
|                       | (フリガナ)<br>法 人 名 等   |              |
|                       | 法 人 番 号             |              |
|                       | (フリガナ)<br>代 表 者 氏 名 |              |
|                       | 代 表 者 住 所           | 〒            |
|                       | 事 業 種 目             | 業            |

適格分割等を行う場合において、特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」という。）第19条第10項（第20条第17項において準用する場合を含みます。）により又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定について、令和6年旧震災特例法第20条第3項により下記のとおり届け出ます。

記

|                               |                   |       |
|-------------------------------|-------------------|-------|
| 適 格 分 割 等 に 係 る 分 割 承 継 法 人 等 | 法 人 名 等           |       |
|                               | 納 税 地             |       |
|                               | 代 表 者 氏 名         |       |
| 適 格 分 割 等 の 日                 |                   | 年 月 日 |
| 譲 渡 資 産                       | 種 類               |       |
|                               | 所 在 地             |       |
|                               | 規 模（土地等の場合は面積）    |       |
|                               | 譲 渡 年 月 日         | 年 月 日 |
| 買 換 資 産 又 は 取 得 見 込 資 産       | 種 類               |       |
|                               | 構 造               |       |
|                               | 所 在 地             |       |
|                               | 規 模（土地等の場合は面積）    |       |
|                               | 取 得（予定）年 月 日      | 年 月 日 |
|                               | 表 の 各 号 の 該 当 区 分 |       |
| 減額した金額又は期中特別勘定の金額             |                   | 円     |
| 添 付 明 細（別表等）                  |                   |       |
| そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項       |                   |       |

|           |  |
|-----------|--|
| 税 理 士 署 名 |  |
|-----------|--|

|             |        |             |                  |        |             |        |                       |       |        |
|-------------|--------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-----------------------|-------|--------|
| ※税務署<br>処理欄 | 部<br>門 | 決<br>算<br>期 | 業<br>種<br>番<br>号 | 番<br>号 | 整<br>理<br>簿 | 備<br>考 | 通<br>信<br>日<br>付<br>印 | 年 月 日 | 確<br>認 |
|-------------|--------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-----------------------|-------|--------|

**適格分割等による特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書（旧震災特例法 19、20）の記載要領等**

- 1 法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（下表(2)の届出にあつては適格現物分配を除きます。以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）の下表の条文に基づき帳簿価額を減額した場合又は期中特別勘定を設定した場合に、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行うときに必要事項を記載して提出してください。

|                                     | 根拠条文                 | 届出根拠条文                 |
|-------------------------------------|----------------------|------------------------|
| (1) 特定の資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出 | 第19条第8項<br>(第20条第8項) | 第19条第10項<br>(第20条第17項) |
| (2) 特定の資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出    | 第20条第2項              | 第20条第3項                |

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、令和6年旧震災特例法第19条第8項又は第20条第2項若しくは第8項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（上記1の表(2)の届出にあつては被現物分配法人を除きます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- (2) 「適格分割等の日」欄は、令和6年旧震災特例法第19条第8項又は第20条第2項若しくは第8項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- (3) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- (4) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。
- (5) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、令和6年旧震災特例法第19条第8項（令和6年旧震災特例法第20条第8項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入される当該規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は令和6年旧震災特例法第20条第2項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- (6) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の  
 設定期間延長承認申請書 (旧震災特例法 20)

※整理番号

税務署受付印

|                       |           |         |
|-----------------------|-----------|---------|
| 令和 年 月 日<br><br>税務署長殿 | 納 税 地     | 〒       |
|                       | (フリガナ)    | 電話( ) - |
|                       | 法 人 名 等   |         |
|                       | 法 人 番 号   |         |
|                       | (フリガナ)    |         |
|                       | 代 表 者 氏 名 |         |
| 代 表 者 住 所             | 〒         |         |
| 事 業 種 目               |           | 業       |

所得税法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第8号第) 第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る  
 国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「令和6年旧震災特例法」といいます。) 第20条第1項の規定による特定の資産  
 の買換えの場合における特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 申請時の令和6年旧震災特例法第20条第4項第1号に規定する特別勘定の金額 | 円 |
|--------------------------------------|---|

|                 |       |   |   |   |
|-----------------|-------|---|---|---|
| 取得しようとする買換資産の内容 | 種 類   |   |   |   |
|                 | 構 造   |   |   |   |
|                 | 規 模   |   |   |   |
|                 | 価 額   | 円 | 円 | 円 |
|                 | 所 在 地 |   |   |   |

|                      |     |     |     |
|----------------------|-----|-----|-----|
| 買換資産の取得<br>予 定 年 月 日 | . . | . . | . . |
|----------------------|-----|-----|-----|

|                              |     |     |     |
|------------------------------|-----|-----|-----|
| 認 定 を 受 け よ う<br>と す る 年 月 日 | . . | . . | . . |
|------------------------------|-----|-----|-----|

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

|           |  |
|-----------|--|
| 税 理 士 署 名 |  |
|-----------|--|

|             |        |             |                  |        |             |        |                       |       |        |
|-------------|--------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-----------------------|-------|--------|
| ※税務署<br>処理欄 | 部<br>門 | 決<br>算<br>期 | 業<br>種<br>番<br>号 | 番<br>号 | 整<br>理<br>簿 | 備<br>考 | 通<br>信<br>日<br>付<br>印 | 年 月 日 | 確<br>認 |
|-------------|--------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-----------------------|-------|--------|

(規格 A 4)

## 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間 延長承認申請書（旧震災特例法 20）の記載要領等

- 1 この申請書は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 23 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 2 年旧震災特例法」といいます。）第 28 条第 1 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、やむを得ない事情によってその特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請するときに必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。  
なお、この期間内に提出しなかった場合であっても、やむを得ない事情が生じたため、当該 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難であることとなったときには、当該事情が生じた日から 2 月以内に限りこの申請をすることができます。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 中段の本文欄について、連結事業年度において設けた特別勘定についてこの申請書を提出する場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 20 条第 1 項」を「令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 1 項」と読み替えてください。
  - (2) 「申請時の令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。  
なお、この申請書を提出する場合は、当欄を「申請時の令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項第 1 号に規定する特別勘定の金額」欄と読み替えて記載してください。
  - (3) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合にはその所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
  - (4) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。
  - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

法第 号

令和 年 月 日

納税地  
法人名等  
代氏  
表者名

|   |
|---|
|   |
|   |
| 殿 |

税務署長  
財務事務官



### 特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定

〔所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19号の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当  
所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の  
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当〕

の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

#### 記

| 取得しようとする買換資産の内容 | 買換資産を取得することができると認められる日 |
|-----------------|------------------------|
|                 | 令和 年 月 日               |
| (処分の理由)         |                        |

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

## 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

### 1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

### 2 記載要領

| 項目              | 内容  |
|-----------------|---|
| 本文              | 該当条文の箇所については、連結事業年度において設けた特別勘定以外の特別勘定の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第1項の表の該当号を記入し、連結事業年度において設けた特別勘定の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第19条第1項の表の第 号該当」を二重線で抹消し、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第27条第1項の表の第 号該当」の空欄箇所に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第27条第1項の表の該当号を記入する。 |
| 取得しようとする買換資産の内容 | 買換資産の種類、構造、規模等について記入する。   |
| 処分の理由           | 申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。  |
| 調査担当者           | 「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。   |
| 教示              | 処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。   |

### 3 留意事項

#### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

法第 号

令和 年 月 日

納税地  
法人名等  
代氏  
表者名

|   |
|---|
|   |
|   |
| 殿 |

税 務 署 長  
財務事務官

㊟

特定の資産の買換えにおける  
特別勘定の設定期間延長却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特定資産の買換えの場合における特別  
勘定の設定期間延長申請については、以下の理由により

（ 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の  
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第20条第1項  
所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の  
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第28条第1項 ）

に規定する法人の要件に該当しないので、これを却下したから通知します。

(処分の理由)

|  |
|--|
|  |
|--|

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

# 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書

## 1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長却下通知書」は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、却下する場合に使用する。

## 2 記載要領

| 項目    | 内容  |
|-------|---|
| 本文    | 連結事業年度において設けた特別勘定以外の特別勘定の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第28条第1項」を二重線で抹消し、連結事業年度において設けた特別勘定の場合は、「所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第20条第1項」を二重線で抹消する。  |
| 処分の理由 | 延長の申請を却下する理由を記入する。  |
| 調査担当者 | 「この通知に係る処分は、<br>の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。  |
| 教示    | 処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。<br>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。<br>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。<br>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合<br>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。<br>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 |

## 3 留意事項

### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

適格分割等を行う場合の特定の資産の買換え  
 の場合における期中特別勘定の設定期間  
 延長承認申請書（旧震災特例法 20）

|       |  |
|-------|--|
| ※整理番号 |  |
|-------|--|



|                       |                     |              |
|-----------------------|---------------------|--------------|
| 令和 年 月 日<br><br>税務署長殿 | 納 税 地               | 〒<br>電話( ) - |
|                       | (フリガナ)<br>法 人 名 等   |              |
|                       | 法 人 番 号             |              |
|                       | (フリガナ)<br>代 表 者 氏 名 |              |
|                       | 代 表 者 住 所           | 〒            |
|                       | 事 業 種 目             | 業            |

所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）第20条第2項の規定による適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。

記

令和6年旧震災特例法第20条第2項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額 円

| 当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容 | 種 類 |     |     |     |     |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|                                      | 構 造 |     |     |     |     |
|                                      | 規 模 |     |     |     |     |
|                                      | 価 額 | 円   | 円   | 円   | 円   |
|                                      | 所在地 |     |     |     |     |
| 買換資産の取得予定年月日                         | . . | . . | . . | . . | . . |
| 認定を受けようとする年月日                        | . . | . . | . . | . . | . . |

(設定期間の延長を必要とする理由)

(その他参考となるべき事項)

|           |  |
|-----------|--|
| 税 理 士 署 名 |  |
|-----------|--|

|             |        |             |                  |        |             |        |                       |       |        |
|-------------|--------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-----------------------|-------|--------|
| ※税務署<br>処理欄 | 部<br>門 | 決<br>算<br>期 | 業<br>種<br>番<br>号 | 番<br>号 | 整<br>理<br>簿 | 備<br>考 | 通<br>信<br>日<br>付<br>印 | 年 月 日 | 確<br>認 |
|-------------|--------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-----------------------|-------|--------|

## 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書（旧震災特例法 20）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が対象期間内に所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 20 条第 1 項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行う場合において、同条第 2 項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、やむを得ない事情によって分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了の日の翌日以後 1 年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請するときに、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 2 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額」欄には、令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 2 項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (2) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。
  - (3) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。
  - (4) 「認定を受けようとする年月日」欄には、令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 2 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
  - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 2 項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。
  - (6) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

法第 号

令和 年 月 日

納税地  
法人名等  
代氏  
表者名

|   |
|---|
|   |
|   |
| 殿 |

税務署長  
財務事務官



適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合  
における期中特別勘定の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの  
場合における期中特別勘定

〔所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の東日本大震災の被災者等に  
係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第19条第1項の表の第 号該当〕

の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので通知します。

記

| 当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容 | 買換資産を取得することができる日と認められる日 |
|--------------------------------------|-------------------------|
|                                      | 令和 年 月 日                |
| (処分の理由)                              |                         |

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。



税務署受付印

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書 (旧震災特例法 20)

※整理番号

|                                       |           |              |
|---------------------------------------|-----------|--------------|
| 令和 年 月 日<br><br><br><br><br><br>税務署長殿 | 納 税 地     | 〒<br>電話( ) - |
|                                       | (フリガナ)    |              |
|                                       | 法 人 名 等   |              |
|                                       | 法 人 番 号   |              |
|                                       | (フリガナ)    |              |
|                                       | 代 表 者 氏 名 |              |
|                                       | 代 表 者 住 所 | 〒            |
| 事 業 種 目                               |           | 業            |

適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎについて、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第20条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。  
記

|                                   |              |                       |
|-----------------------------------|--------------|-----------------------|
| 適格分割等に係る<br>分割承継法人等               | 適 格 分 割 等    | 適 格 分 割 ・ 適 格 現 物 出 資 |
|                                   | 法 人 名 等      |                       |
|                                   | 納 税 地        |                       |
|                                   | 代 表 者 氏 名    |                       |
| 適 格 分 割 等 の 年 月 日                 |              | 年 月 日                 |
| 分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額               |              | 円                     |
| 分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額             |              | 円                     |
| 特別勘定の金額又は<br>期中特別勘定の金額<br>に係る譲渡資産 | 種 類          |                       |
|                                   | 所 在 地        |                       |
|                                   | 規模(土地の場合は面積) |                       |
|                                   | 譲 渡 年 月 日    | 年 月 日                 |
| 取得する見込み<br>である資産                  | 種 類 及 び 構 造  |                       |
|                                   | 所 在 地        |                       |
|                                   | 規模(土地の場合は面積) |                       |
|                                   | 取 得 予 定 日    | 年 月 日                 |
| 適用を受けることとしている表の各号の区分              |              | 号                     |
| (その他参考となるべき事項)                    |              |                       |

|           |  |
|-----------|--|
| 税 理 士 署 名 |  |
|-----------|--|

|             |        |             |                  |        |             |        |                       |       |        |
|-------------|--------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-----------------------|-------|--------|
| ※税務署<br>処理欄 | 部<br>門 | 決<br>算<br>期 | 業<br>種<br>番<br>号 | 番<br>号 | 整<br>理<br>簿 | 備<br>考 | 通<br>信<br>日<br>付<br>印 | 年 月 日 | 確<br>認 |
|-------------|--------|-------------|------------------|--------|-------------|--------|-----------------------|-------|--------|

## 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額 の引継ぎに関する届出書（旧震災特例法 20）の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が適格分割又は適格現物出資（以下「適格分割等」といいます。）を行った場合において、分割承継法人又は被現物出資法人（以下「分割承継法人等」といいます。）に特定の資産の譲渡等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 20 条第 5 項の規定により届け出るときに、その法人が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を○で囲んでください。
  - (2) 「適格分割等の年月日」欄は令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。
  - (3) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
  - (4) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ同項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - (5) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあつてはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (6) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類、構造、所在地、及び規模（土地等にあつては、その面積）並びにその取得予定年月日を記載してください。
  - (7) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項の表の各号の区分を記載してください。
  - (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (9) 「※」欄は、記載しないでください。

#### 4 留意事項

##### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。



## 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書（旧震災特例法令 19）の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 155 号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「令和 6 年旧震災特例法令」といいます。）第 19 条第 26 項（法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号。以下「令和 2 年改正令」といいます。）附則第 63 条第 10 項において準用する場合を含みます。）の規定により令和 6 年旧震災特例法令第 19 条第 25 項各号又は令和 2 年改正令附則第 63 条第 9 項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）第 19 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和 6 年旧震災特例法」といいます。）第 19 条第 3 項に規定するやむを得ない事情が生じたため、令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 7 項の法人が令和 6 年旧震災特例法令第 19 条第 25 項各号又は令和 2 年改正令附則第 63 条第 9 項各号に定める期間内に令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請するときに、必要事項を記載して提出してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における令和 6 年旧震災特例法第 20 条第 4 項又は令和 2 年旧震災特例法第 28 条第 5 項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
  - (2) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
    - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
  - (3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に令和 6 年旧震災特例法第 19 条第 1 項又は令和 2 年旧震災特例法第 27 条第 1 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
  - (4) 「認定を受けようとする日」欄には、令和 6 年旧震災特例法令第 19 条第 25 項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
  - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記  
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

法第 号

令和 年 月 日

納税地  
法人名等  
代氏  
表者名

|   |
|---|
|   |
|   |
| 殿 |

税務署長  
財務事務官

㊟

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合に  
おいて指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別  
勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長については、

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する  
政令（令和6年政令第155号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の  
臨時特例に関する法律施行令第19条第25項  
法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第63条第9項

の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

| 取得する予定の買換資産の内容 | 買換資産を取得することができる日 |
|----------------|------------------|
|                | 令和 年 月 日         |
| (処分の理由)        |                  |

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。



特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得  
 予定資産の明細書（旧震災特例法20）

|                             |         |          |           |                   |                     |   |
|-----------------------------|---------|----------|-----------|-------------------|---------------------|---|
|                             |         | 事業<br>年度 | ・<br>・    | 法人名               |                     |   |
| 法人の所在地                      |         |          | 代表者の氏名    |                   |                     |   |
| 譲渡資産の明細                     | 種類      | 1        | 特別勘定金額の計算 | 特別勘定として<br>経理した金額 | 5                   | 円 |
|                             | 所在地     | 2        |           | 繰入限度超過額           | 6                   |   |
|                             | 規模      | 3        |           |                   |                     |   |
|                             | 譲渡年月日   | 4        |           | 年月日               | 特別勘定金額<br>(5) - (6) |   |
| 令和6年旧震災特例法第19条<br>第1項の表の該当号 |         | 8        | 第 号該当     | 第 号該当             | 第 号該当               |   |
| 取得予定資産の明細                   | 種類      | 9        |           |                   |                     |   |
|                             | 構造      | 10       |           |                   |                     |   |
|                             | 所在地     | 11       |           |                   |                     |   |
|                             | 規模      | 12       |           |                   |                     |   |
|                             | 取得予定年月日 | 13       | 年月日       | 年月日               | 年月日                 |   |
| その他参考となるべき事項                |         |          |           |                   |                     |   |

## 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書（旧震災特例法20）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）第20条第1項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。
- 3 「法人名」欄は、適用を受けようとする法人の名称を記載します。
- 4 「法人の所在地」欄は、適用を受けようとする法人の納税地を記載します。
- 5 「代表者の氏名」欄は適用を受けようとする法人の代表者の氏名を記載します。
- 6 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「種類1」は、譲渡資産の種類（土地、建物（その付属設備を含みます。）、構築物の別）を記載します。
  - (2) 「規模3」は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載します。
- 7 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」の「特別勘定に経理した金額39」、「繰入限度超過額42」、「当初の特別勘定の金額43」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産の金額を個別に計算して記載します。
- 8 「令和6年旧震災特例法第19条第1項の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている条文及び表の該当番号を記載します。
- 9 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。
  - (2) 「所在地11」は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。
  - (3) 「規模12」は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。
- 10 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など令和6年旧震災特例法第20条の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。



## 被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件を 満たすことを明らかにする明細書の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（同項の規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の賃貸が同条第2項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に記載します。
- 2 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- 3 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- 4 「公募の対象とした独立部分3」には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- 5 「公募の方法4」には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が50㎡未満の場合にあっては単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。
- 6 「公募を実施した地域6」には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。
- 7 「応募者の範囲8」には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- 8 「賃借人の選定方法9」には、賃借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。
- 9 「備考」欄には、上記7による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。



# 被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法 によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

1 この明細書は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（同項の規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）において、共同住宅又は長屋（令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》に規定する共同住宅又は長屋をいいます。以下同じです。）に係る各独立部分の家賃に係る家賃の額が同条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えない旨を明らかにする場合に記載します。

2 この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。

3 「共同住宅又は長屋の全体の戸数2」には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。

4 「適正家賃要件を満たす事実の明細」の各欄は、各独立部分のうち、その家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないものについて、次により記載します。

(1) 「被災者向け賃貸住宅に係る部屋番号3」には、被災者向けに賃貸する各独立部分の部屋番号を記載します。

(2) 「国土交通大臣が定める方法によって算定された額4」には、被災者向けに賃貸する各独立部分ごとに、次により算出した金額を記載します。

i 共同住宅又は長屋の建設に要する費用（その費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合にあっては、その補助に係る費用を除きます。以下「建設費」といいます。）を期間35年、利率年5%で毎年元利均等に償却するものとして算出した額（以下「償却費」といいます。）、修繕費、管理事務費、

損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金（以下「引当金」といいます。）並びに公租公課を合計した額に12分の1を乗じた金額を算出します。

この場合の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、それぞれ次の金額となります。

イ 償却費…建設費に6.056%を乗じた額

ロ 修繕費…建設費に1.2%を乗じた額

ハ 管理事務費…建設費に0.48%を乗じた額

ニ 損害保険料…建設費に0.023%を乗じた額

ホ 地代に相当する額…共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に2%を乗じた額

ヘ 引当金…イからホまで及びトにより算出した額の合計額に2%を乗じた額

ト 公租公課…共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額

㊦ 建設費からは、被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たさない部分に要する費用を除きます。具体的には、次の算式により計算を行います。

$$\text{建設費} = \frac{\text{建設に要した費用総額}}{\text{被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たす部分の床面積の合計}} \times \text{共同住宅又は長屋の延べ床面積}$$

ii iで算出した金額を各独立部分の床面積（専用面積）であん分し、各独立部分ごとの家賃上限額を算出します。

㊦ 適正家賃の計算については、国土交通省ホームページ内「被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度について」の「3. 要件(9)家賃額が適正なものであること」をご覧ください ([https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000008.html))。

(3) 「各独立部分ごとの家賃の額5」には、その賃貸に係る家賃の額を記載します。